

所得の制限額について

所得制限額 (A) > 対象所得額 (B) - 対象控除額 (C) となれば、ご申請が可能です。

所得制限額 (A)

扶養人数	所得制限額
0 人	3,758,000 円
1 人	4,138,000 円
2 人	4,518,000 円
3 人	4,898,000 円

以下に該当する場合、所得制限額に加算することができます。

- ・老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 10 万円
- ・特定扶養親族 (19 歳以上 23 歳未満) 1 人につき 25 万円
- ・控除対象扶養親族 (16 歳以上 19 歳未満) 1 人につき 25 万円

年齢の算定基準日：所得判定年の 12 月 31 日

(例) 令和 7 年中所得...令和 7 年 12 月 31 日現在の年齢

対象所得額 (B) 以下の所得の合計金額が、対象所得額です。

総所得金額 + 退職所得金額 + 山林所得金額 + 土地等に係る事業所得等の金額

+ 長期譲渡所得 (特別控除後) の金額 + 短期譲渡所得 (特別控除後) の金額

+ 商品先物取引に係る雑所得等の金額

給与所得または公的年金所得を得ている方の場合、その合計金額から一律で 10 万円が更に控除されます。

対象控除額 (C)

控除内容	控除額	本人所得	扶養義務者所得 (御本人が20歳未満の場合)
障害者控除(本人)	270,000円	控除なし (所得制限額に組み込んでいるため)	控 除 可
特別障害者控除(本人)	400,000円		
障害者控除(家族)	270,000円	控 除 可	
特別障害者控除(家族)	400,000円		
寡婦控除	270,000円		
ひとり親控除	350,000円		
勤労学生控除	270,000円		
配偶者特別控除	控除額に 相当する額		
特定親族特別控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金			
雑損控除			
医療費控除			

(例) 申請者御本人 所得制限額(A) : 4,138,000 円 (扶養している方が 1 名の場合)

対象所得額(B) : 4,500,000 円 (総所得)

対象控除額(C) : 社会保険料控除 : 500,000 円, 医療費控除 : 100,000 円

B 4,500,000 円 - C : (500,000 円 + 100,000 円) = 3,900,000 円 < A : 4,138,000 円

毎年 8 月 1 日に所得判定年度が切り替わります。

例: 令和 8 年 7 月 31 日まで → 令和 6 年中の所得により判定
令和 8 年 8 月 1 日以降 → 令和 7 年中の所得により判定

本年度所得が所得制限額を超えていてご申請できない方でも、今後所得が制限額を下回ると、手当のご申請が可能となる場合があります。